

令和8年度（2026年度）熊本市胃がん検診（胃内視鏡検査）業務委託
実施機関募集について、必要な事項を定めたので次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 業務委託事項

(1) 業務委託名

令和8年度（2026年度）熊本市胃がん検診（胃内視鏡検査）業
務委託

(2) 目的及び概要

胃がんを早期発見し、胃がんによる死亡を減少させるため、「がん
予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月
31日付健発第0331058号 厚生労働省健康局通知）、「熊本
市胃がん検診実施要綱」、日本消化器がん検診学会による「対策型検
診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015年度版」及び「熊本市胃が
ん検診（胃内視鏡検査）実施要領」に基づき、胃がん検診（胃内視鏡
検査）を実施する。

※詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市内又は熊本市に隣接する自治体区域内の胃がん検診（胃内
視鏡検査）実施機関又は実施医療機関

(4) 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月
31日まで

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市健康福祉局健康福祉部 健康づくり推進課

電 話 096-328-2145（直通）

FAX 096-351-2183

メールアドレス kenkouzukuri@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 原則として、熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
さらに、業者として、第1分類「検査業務」・第2分類「健康診断業務」での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件業務委託契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市内または熊本市に隣接する自治体の区域内に実施場所を有すること。
- (10) 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付健発第0331058号 厚生労働省健康局通知）、「熊本市胃がん検診実施要綱」、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015年度版」及び「熊本市胃がん検診（胃内視鏡検査）実施要領」に基づき胃がん検診（胃内視鏡検査）が実施できること。

4 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

令和8年(2026年)2月19日(木曜日)から令和8年(2026年)3月6日(金曜日)まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する(担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

(2) 申請書等の提出方法等

本件の参加希望者は、業務委託参加資格確認申請書及び業務委託参加資格審査調書その他の必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、業務委託参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法については次によるものとする。

なお、医師会を代表として契約を希望する医療機関は、医師会がとりまとめを行い提出すること。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送(電子メール)により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送(電子メール)により提出する場合は、必ず当該ファイルにパスワードを付与するとともに、電話で着信を確認すること。

(ア) 業務委託参加資格確認申請書(様式第1号)

(イ) 実施機関一覧(任意様式)

※医師会を代表として契約を希望する場合に限る。

(ウ) 業務委託参加資格審査調書(様式第2号)

(エ) 胃がん検診のためのチェックリスト(様式第3号)

(オ) 役員等名簿及び照会承諾書(別紙様式1)

(カ) 市税滞納有無調査承諾書

※(オ)及び(カ)については、熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加者等の資格等に関する要綱第5条に規定する参加資格者名簿に登録されていない者に限る。

イ 提出期限

令和8年(2026年)3月6日(金曜日)午後5時まで

郵送する場合は、令和8年(2026年)3月6日(金曜日)までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。電送(電子メール)により提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参又は電送（電子メール）の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市健康福祉局健康福祉部 健康づくり推進課）宛
また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「業務委託参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ 留意事項

様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(3) 業務委託参加資格の確認

業務委託参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（業務委託参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

5 業務委託参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 業務委託参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して業務委託参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参又は電子メールにて提出すること。

ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和8年（2026年）2月19日（木曜日）から令和8年（2026年）3月6日（金曜日）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年(2026年)3月10日(火曜日)までに開始し、令和8年(2026年)3月16日(月曜日)までとする。

イ 閲覧場所 2の担当部局

7 業務委託先決定方法

業務委託参加資格の確認及び次に示す令和8年度(2026年度)熊本市胃がん検診(胃内視鏡検査)の指示価格による業務の実施が可能な場合、委託先として決定する。

【令和8年度(2026年度)熊本市胃がん検診(胃内視鏡検査)の指示価格(消費税込)】

- ・ 胃内視鏡検査 18、106円
- ・ 集計事務費(医療機関の取りまとめ事務を行う場合) 155円

8 契約方法

この案件は、電子契約にて締結することができる。なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、3(1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。その他、熊本市電子契約実施要綱(令和7年10月1日施行)に定めるところによる。

9 その他の留意事項

- (1) 当事業は、熊本市市議会令和8年第一回定例会の議決の内容によっては変更となる場合がある。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、受託者は、契約金額(単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第22条第2項第1号から第8号に該当する場合は、当該保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
- (4) 申請書等に関する事項
 - ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は業務委託参加希望者として認められないものとする。
 - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出された申請書等は、業務委託参加資格の確認以外に提出者に

無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この申請書等は無効とし、業務委託参加資格の取消し、業務委託先決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 業務委託先決定後契約締結までの間に、受託者が3に規定する業務委託参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (6) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。(消えるボールペンは不可)